



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ドウシシャ  
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 正幸  
コ ー ド 番 号 7483 東証第 1 部  
問 合 せ 先 常務執行役員 小柳 伸成  
(TEL: 06-6121-5666)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 28 条（取締役の責任免除）及び第 37 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。 2 当社は、取締役との間で、当該取締役の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。
第 28 条～第 35 条 (条文省略)	第 29 条～第 36 条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）  
(2) 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以上